

第3期飯塚市地域福祉計画

令和5年度～令和14年度

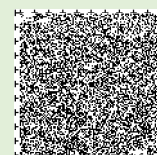
お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり
～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～

概要版



令和5年3月

飯塚市



地域福祉ってなに？

地域福祉は、高齢者、子育て世帯、障がいのある方など、地域に住む誰もが「それぞれの地域で安心して暮らす」ことができる地域をつくっていくという意味が込められています。そのためには、市民の皆様と行政、社会福祉協議会などが協力することが欠かせません。

「福祉」は「幸せ」って意味なんだって！

地域福祉向上にはみんなの協働が大事なんです。

○地域福祉に必要なこと

自助

自分たちや地域で協力してできること

共助

制度化された地域ぐるみの支え合い

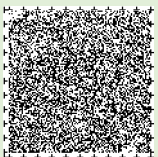
公助

行政が行う公的なサービス

これから、**地域共生社会**をつくっていく必要があります。

○地域共生社会とは

地域共生社会とは、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会のことです。これからの地域福祉は、支えあい、支えられる地域をつくっていく必要があります。



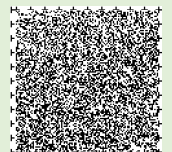
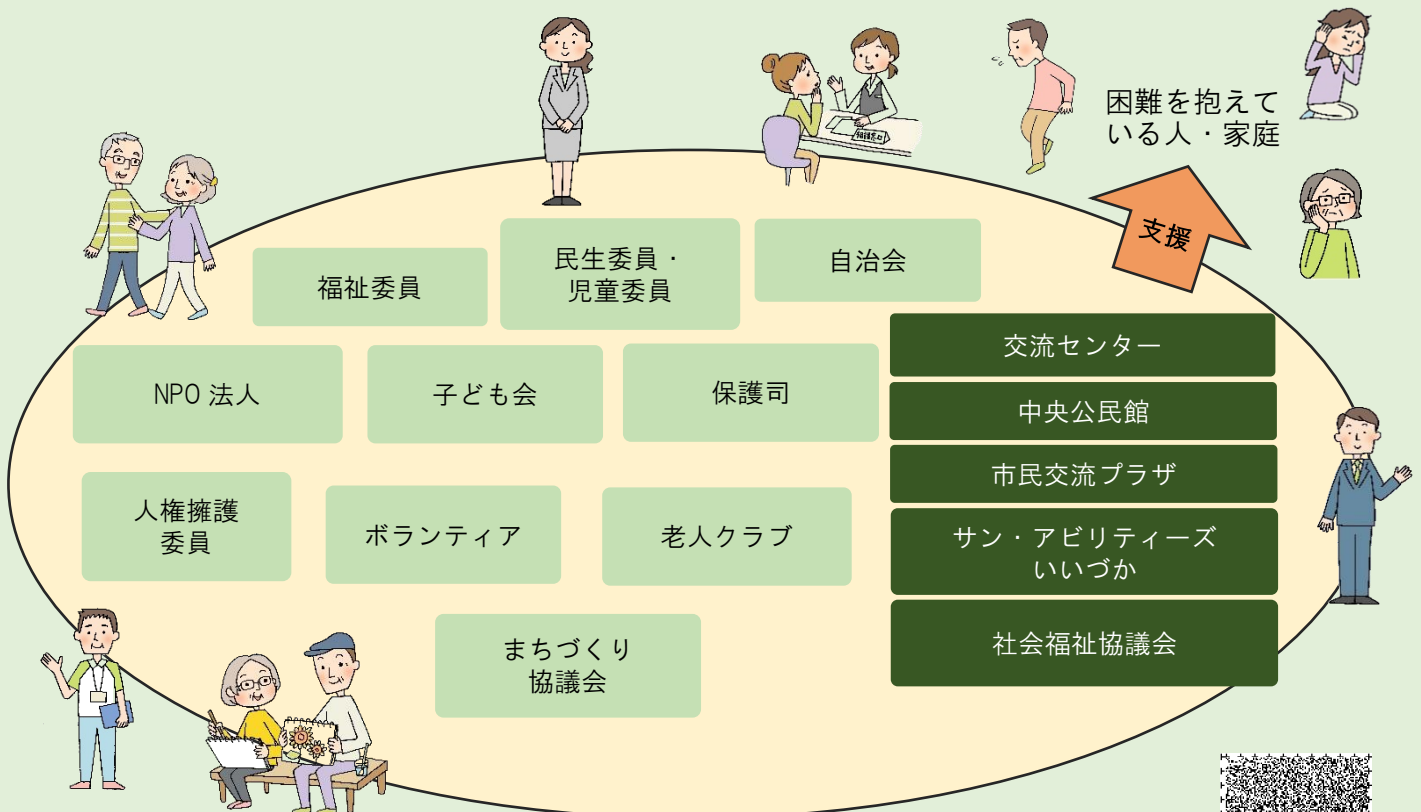
地域福祉計画ってなに？

様々な分野の生活課題を解決し、地域福祉を推進していくための理念や、方向性を定める計画で、**行政（市）**が策定するものです。

計画には、地域の様々な生活課題を解決するための仕組みづくりに向けた将来像や目標を立てた上で、行政や関係団体とそこで暮らす地域住民の役割が明記され、目標を達成するための活動内容や連携と協働のあり方等が記載されています。



地域福祉を推進している主な団体等と拠点



飯塚市地域福祉の課題

- ① 地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足
- ② 地域内における連携
- ③ 支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人への取り組み
- ④ 総合相談窓口の設置
- ⑤ 行政のコーディネート能力の向上
- ⑥ コロナ禍における地域福祉活動

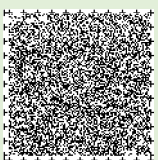


自治会に加入する人が少なくなっていて、役員も高齢化して、後継者がいなくて・・・コロナの影響もあって、これからの地域が心配です。

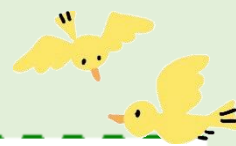
地域のつながりが希薄になって、本当に助けが必要な人に支援が届いていないんじゃないか。そのためにもいろんな団体が連携する必要があるんじゃないかな。



市役所に相談してもいくつもの窓口に行く必要があって・・・一か所で終わる総合窓口があったらよいのに・・・



計画の基本理念



お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり

～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～

地域福祉の推進には、行政と市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。そのためには市民ひとりひとりが暮らしの主人公となるための条件を整え、生まれ育った地域で暮らし続けていくことが可能となる公私の一体的な取り組みが求められています。本市では、「第1期飯塚市地域福祉計画」より「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり」を基本理念に掲げて地域づくりを推進してきました。この基本理念には、地域共生社会の理念が包含されています。そのため、本計画においても第2期計画から引き続きこの基本理念を掲げ、市民、事業所、市民団体、行政等が協働して、地域共生社会を実現できるよう施策を展開していきます。



3つの基本目標

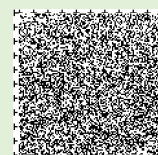
1
お互いを
大切にし合う
ひとづくり



2
支えあう
地域づくり



3
つながる
しくみづくり



基本目標ごとに取り組むこと

基本目標 1 お互いを大切にしようひとづくり

地域住民がともに支えあい、地域をともに創る「地域共生社会」を実現し、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、互いの違いや個性を理解し、互いに尊重しながら、地域活動に参加することが必要不可欠です。市は市民の地域や福祉に対する意識や人権の啓発を図り、多くの市民が地域活動の担い手として参加することができるよう、地域福祉に参加しやすい体制を整えます。

活動目標と具体的取り組み

活動目標 1 互いに支えあう意識の醸成

- (1)人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上

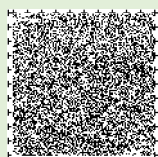
活動目標 2 住民主体の地域福祉の推進

- (1)自治会等の地域活動の促進 (2)ボランティア活動や市民活動への参加促進
- (3)多様な担い手が地域福祉活動に参加できる環境の整備
- (4)地域福祉活動への支援



地域共生社会を実現していくためには、住民一人ひとりが多様性や違いを認め、一人ひとりの人権が尊重されることが不可欠です。

地域の福祉活動を盛り上げるには、自分たちが積極的に声をかけたり、ボランティア活動に参加したり、見守り活動をするのが大切だね。



基本目標 2 支えあう地域づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で助け合い・支えあいを行うことが大切です。そのためには、市民の皆さんが地域や隣り近所との日ごろからのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。一方、隣人関係の希薄化や仕事・家事・育児等による多忙により、悩みや不安を抱えながら相談することができない、またひとり暮らし世帯内における問題やひきこもり等、支援につながりにくいケースも起きています。本計画では行政と関係団体、福祉事業所、まちづくり協議会、自治会そして市民との協働のもとで地域住民に対して、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支えあいにつなげ、地域の課題を解決することができる体制を整えます。

活動目標と具体的取り組み

活動目標 1 地域における交流活動の促進

(1)交流活動の促進 (2)地域の資源を活用した地域づくり

活動目標 2 地域ネットワークの拡大

(1)困っている人を支える協力体制の強化 (2)地域全体での協力体制の充実

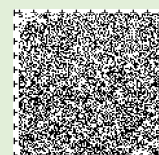
活動目標 3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり

(1)見守り体制の強化 (2)人に寄り添った支援の推進



地域福祉は地域での活動がとても大切。地域内の交流や活動している団体同士での協力を進めて、活気のある地域をつくっていきましょう！

生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複雑な課題を抱える世帯が増えています。住民や行政等が助け合って、発見から支援につなげることが大切です。



基本目標3 つながるしくみづくり

市は子どもから高齢者まで誰もが、抱える生活上の問題について、気軽に相談できる体制をつくり、解決ができるようなしくみを整えます。生活課題が多様化・複雑化しており、一人ひとりの生活課題を受け止め、解決へつなぐための包括的な支援を行うとともに、個人の権利が守られるよう権利擁護に努めます。また、福祉課題を解決する一つの手段である福祉サービスの提供体制の強化を進め、誰もが、自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりに努めます。

活動目標と具体的取り組み

活動目標1 情報提供体制の充実

(1)福祉に関する情報発信の充実 (2)多様な情報提供体制の構築

活動目標2 包括的な支援体制の構築

(1)断らない相談支援体制の構築 (2)福祉サービスや支援の一層の充実

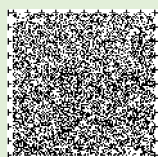
活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進

(1)権利擁護体制の充実 (2)災害時支援体制の充実 (3)防犯体制の充実
(4)再犯防止の推進



情報発信や相談、福祉サービスの提供は行政の大きな役割。「よりわかりやすく」「より相談しやすく」なるよう努めていきます。

もし、何か困りごとや悩みがあれば、ぜひ相談をしてください！そして、地域の中で困っている人がいた時も、相談できる場所を教えてください！



第3期飯塚市地域福祉計画

発行年月：令和5年3月

編集・発行：飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 社会福祉係